

道路交通法の一部改正に伴う処分基準（特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の受講命令）の策定について

標記のことについては意見公募手続を実施せず制定しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県処分基準（特定小型原動機付自転車運転者講習「新設」及び自転車運転者講習「一部改正」）の策定は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 処分基準の概要について

- (1) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令（新設）
根拠法令及び条項：道路交通法 第108条の3の5第1項
- (2) 自転車運転者講習の受講命令（条項ずれによる一部改正）
根拠法令及び条項：道路交通法 第108条の3の5第2項

3 施行日

令和5年7月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通企画課
電話 096-381-0110（内線：5044）